

次のとおり基本測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和元年5月14日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

国土交通省国土地理院

2 作業の種類

基本測量（(1)基本重力測量、(2)航空重力測量）

3 作業期間

令和元年5月7日から令和2年3月31日まで

4 作業地域

(1) 御前崎市

(2) 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町